

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第 7 7 6 号

2 0 1 6 年（平成 2 8 年）1 月 1 4 日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 島山 関之

最終処分場の維持管理に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について（答申）

2 0 1 5 年（平成 2 7 年）1 2 月 2 1 日付けで諮問（第 7 7 6 号）された最終処分場の維持管理に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成 1 5 年藤沢市条例第 7 号。以下「条例」という。）第 1 0 条第 2 項第 5 号の規定による本人以外のものから収集する必要性があると認められる。
- (2) 条例第 1 0 条第 5 項の規定による本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (3) 条例第 1 8 条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理を行う必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

葛原第二最終処分場は、平成元年に建設され平成 2 2 年に埋立造成が終了した。埋立造成終了に伴い地元住民の要望により、平成 2 7 年 1 0 月に葛原第二最終処分場の上部を広場に整備し、地域のコミュニティーの場所として、グラウンドゴルフや散歩等、多くの市民がこのくずはら里山広場を利用している。

周辺は、畑や山林が多いため夜間になると人通りが少なく、近隣の広場では、倉庫のガラス窓が割られる等、多くの被害を受けている。

このため、地元住民から録画機能のある防犯カメラを設置し、くずはら里山広場の利用者の安全確保、犯罪抑止の要望があった。

以上のことから、くずはら里山広場の利用者の安全確保、くずはら里山広場の休憩施設、管理施設等（以下「施設」という。）への落書き、器物損壊等の被害を未然防止及び抑止する目的で平成28年度から、広場内のトイレの外壁に録画機能のある防犯カメラを2基設置し、広場内の映像を撮る。画像データを保存するSDカードレコーダーは、施錠されている倉庫の中に設置する。

防犯カメラに記録される映像は、本人以外のものから収集する個人情報であり、また、当該映像は、SDカードに蓄積されることから条例第10条第4項及び第5項並びに条例第18条の規定により、藤沢市個人情報保護制度運営審議会へ諮問するものである。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集することについて

ア 個人情報を本人以外のものから収集する必要性

防犯カメラの画像データ収集目的は、くずはら里山広場の利用者の安全確保、施設の器物損壊等の被害の未然防止及び抑制するために行うものであり、本人の同意を得て収集する方法ではこの目的を達成することが困難であることから、本人以外のものから個人情報を収集するものである。

イ 本人以外のものから収集する個人情報

防犯カメラ画像データ

(3) 本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略について

本人以外のものから収集する個人情報は、防犯カメラ画像データであり、当該画像データ上に記録された個人を特定し、通知の送付先情報を得ることは事実上困難なため、本人通知を省略するものである。

なお、防犯カメラを設置していることについては、設置する防犯カメラの近くの見やすい場所に明示する。

(4) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理の必要性

SDカードによる画像の保存は、その蓄積容量もビデオテープに比べ多く、長期的な使用においても画像が劣化せず必要な部分の画像の取出しも容易なことから、コンピュータ処理による方式を採用する必要性があるものである。

イ コンピュータ処理をする個人情報の項目

くずはら里山広場に入出入りする者の画像

ウ 安全対策及び日常的な処理体制

安全対策としては、SDカードレコーダーを施錠できる専用の機器箱に収納し、取り外すことが出来ないように固定してあることで安全性を確保する。また、SDカードから情報を読み込む操作を行う際にはパスワードの設定をしており、防犯カメラ管理責任者又は防犯カメラ取扱者の許可を得た者以外には利用ができないよう利

用者を制限する。日常的な管理としては、藤沢市個人情報の保護に関する条例、藤沢市コンピュータシステム管理運営規程及び藤沢市情報セキュリティポリシー（基本方針）の定めるところに従い、適正に取り扱うこと及び「藤沢市くずはら里山広場防犯カメラ運用基準」により、管理を行っていく。

なお、画像は、7日間経過した段階で古い情報から自動的に消去される。

(5) 実施時期（予定年月日）
2016年（平成28年）4月1日

(6) 提出書類
ア 資料1「防犯カメラの機種」
イ 資料2「防犯カメラの設置場所」
ウ 資料3「防犯カメラ運用基準」
エ 資料4「個人情報取扱事務届出書」

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)から(3)までのとおりの判断をするものである。

(1) 個人情報を本人以外のものから収集する必要性について

実施機関では、防犯カメラの画像データ収集目的は、くずはら里山広場の利用者の安全確保、施設の器物損壊等の被害の未然防止及び抑制するために行うものであり、本人の同意を得て収集する方法ではこの目的を達成することが困難であることから、本人以外のものから個人情報を収集するものである、としている。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集する必要性があると認められる。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略について

実施機関では、本人以外のものから収集する個人情報は、防犯カメラ画像データであり、当該画像データ上に記録された個人を特定し、通知の送付先情報を得ることは事実上困難なため、本人通知を省略するものである、としている。

なお、防犯カメラを設置していることについては、設置する防犯カメラの近くの見やすい場所に明示する、とのことである。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(3) コンピュータ処理を行うことについて

ア コンピュータ処理の必要性について

実施機関では、コンピュータ処理を行う必要性について、次のように述べている。

SDカードによる画像の保存は、その蓄積容量もビデオテープに

比べ多く、長期的な使用においても画像が劣化せず必要な部分の画像の取出しも容易なことから、コンピュータ処理による方式を採用する必要性があるもの。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性があると認められる。

イ 安全対策について

実施機関では、安全対策として、次のような措置を講じるとしている。

安全対策としては、SDカードレコーダーを施錠できる専用の機器箱に収納し、取り外すことが出来ないように固定してあることで安全性を確保する。また、SDカードから情報を読み込む操作を行う際にはパスワードの設定をしており、防犯カメラ管理責任者又は防犯カメラ取扱者の許可を得た者以外には利用ができないよう利用者を制限する。日常的な管理としては、藤沢市個人情報の保護に関する条例、藤沢市コンピュータシステム管理運営規程及び藤沢市情報セキュリティポリシー（基本方針）の定めるところに従い、適正に取り扱うこと及び「藤沢市くずはら里山広場防犯カメラ運用基準」により、管理を行っていく。

なお、画像は、7日間経過した段階で古い情報から自動的に消去される。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が講じられていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

以 上